

## 指名停止等一覧表

(期間 令和元年10月1日 ~ 令和元年12月31日)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
1	山科建設株式会社	秋田県由利本荘市矢島町七日町字曲り淵158-1	令和元年11月23日から令和元年12月3日まで (6週間)	別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第13号(建設業法違反行為)	当該事業者は秋田県内の民間工事において、大工工事の許可を受けていない者と、建設業法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事に該当しない大工工事の下請契約を締結したことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和元年9月9日建設業許可部局である秋田県知事から営業停止処分を受けた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく設置基準(建設業法違反行為)13に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
2	株式会社柴田産業	岩手県二戸郡一戸町鳥越字上野平17番地	令和元年11月29日から令和元年12月28日まで (1ヶ月)	別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号(不正又は不誠実な行為)	当該事業者は盛岡森林管理署と売買契約締結した立木販売において、平成31年3月4日に販売区域外のアカマツ16本、その他広葉樹11本、計27本を無許可で伐採し国有林に損害を与えた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく設置基準(不正又は不誠実な行為)16に該当し、契約の相手方として不適当であると認められたため。

(注) 該当事項の欄には「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。